



2022年5月13日

各位

会社名 株式会社めぶきフィナンシャルグループ
代表者名 取締役社長 笹島 律夫
(コード:7167 東証プライム)
問合せ先 経営企画部統括部長 小野 瀬 真一
(TEL 029-300-2605)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第6期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを変更し、電子提供措置等の規定(変更案第14条)とするものです。
- (2) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(金)

定款変更の効力発生日 2022年6月24日(金)

(注) 上記の内容につきましては、2022年6月24日開催予定の当社第6期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章～第 2 章 第 1 条～第11条 (記載省略)</p> <p>第 3 章 株主総会 第12条～第13条 (記載省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算 書類及び連結計算書類に記載又は 表示をすべき事項に係る情報を、法 務省令に定めるところに従い、イン ターネットを利用する方法で開示 することにより、株主に対して提供 したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 15 条～第 16 条 (記載省略) 第 4 章～第 7 章(記載省略)</p>	<p>第 1 章～第 2 章 第 1 条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会 第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である 情報について、電子提供措置をとる ものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全 部又は一部について、議決権の基準 日までに書面交付請求した株主に 対して交付する書面に記載しない ことができる。</u></p> <p>第 15 条～第 16 条 (現行どおり) 第 4 章～第 7 章(現行どおり)</p>
<p>附則 第 1 条 (記載省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>附則 第 1 条 (現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置等の効力発生日等)</u></p> <p><u>第 2 条 定款第 14 条の変更は、会社法の一部 を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する 改正規定の施行の日 (以下「施行日」 という) から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とす る株主総会については、変更前の定款 第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則第 2 条は、施行日から 6 か月を 経過した日又は前項の株主総会の日 から 3 か月を経過した日のいずれか 遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上